

空家・空地バンクのご案内

隠岐の島町では、使われていない物件を有効活用するため、「空家・空地バンク」制度を設けています。物件の所有者様等からお申し込みをいただき、調査のうえ賃貸・売買が可能となったものについて、町のホームページ等を通じて情報発信を行います。



↑ 空家・空地バンク登録物件（例）↑

＼平成30年度の制度開始以来【延べ 336 件】の登録実績があります／

＼現在、町ホームページにて【約 80 件】の空家・空地を公開しています／

- * 空家・空地バンクの登録は無料です。
- * ご自身が所有・相続する家や土地を有効に活用できます。
- * 物件の活用により、地域の生活環境の保全が図られます。
- * 隠岐の島町の定住促進・地域活性化につながります。

エス・ディー・ジーズ

- * S D G s (持続可能な開発目標) の推進に役立ちます。

11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



17 パートナリシップで目標を達成しよう



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

※申請方法や登録条件など、詳しくは隠岐の島町地域振興課までお問い合わせください。



▼【空家・空地バンク】登録の流れ I～III

- I 申請書（役場の窓口で配布しているほか、郵送・ダウンロードも可能です）に必要書類を添えて、隠岐の島町地域振興課に持参、または送付してください。
- II 申請書類を確認したのち、隠岐の島町が連携する不動産業者が物件を調査します。
- III 物件の所有者等と不動産業者で相談のうえ、賃貸・売買物件として空家・空地バンクに登録し、町ホームページ等を通じて情報発信を行います。



↑ 空家・空地バンクの概要（イメージ） ↑

▼各種支援制度もあります

- 空家バンク登録物件について、**改修補助金**【地域コミュニティの維持・再生または定住希望者向け賃貸住宅として活用】のほか、**クリーニング補助金**【1/2補助、残置物処分・クリーニングそれぞれ上限10万円】などがあります。
- 都市計画区域内（西郷地区の市街地周辺）にある**低未利用土地等**【譲渡価格の合計が500万円以下の空家・空地】のうち、一定の条件を満たす場合は、**長期譲渡所得の特別控除**【最大100万円】を受けることができます。

隠岐の島町 地域振興課 〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

【電話】 08512-2-8570 【FAX】 08512-2-6005

【メール】 chiiki@town.okinoshima.shimane.jp

町ホームページ
(QRコード)



☆詳しくは、隠岐の島町ホームページをご確認ください。

隠岐の島町 空家バンク

検索